

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）運営規程

この規定は、医療法人共済会清水病院が実施する指定居宅療養管理指導又は指定介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 清水病院が実施する居宅療養管理指導等の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 居宅療養管理指導しみず
- （2） 所在地 鳥取県倉吉市宮川町129

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 居宅療養管理指導等の従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

従業者について

管理栄養士 常勤1人以上

（居宅療養管理指導等の種類）

第5条 管理栄養士による居宅療養管理指導等とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 月曜日から金曜日 午前9時～午後4時

但し、国民の祝日、振替休日、12月30日から1月3日までを除く。

（居宅療養管理指導の内容）

第7条 医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

- 2 提供したサービスの内容については居宅介護支援事業者等へ情報提供を行う。
- 3 利用者又は家族に対して居宅療養管理指導等の内容について、文書等にて提出する。
- 4 医師に対して居宅療養管理指導等の訪問効果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。
- 5 提供した居宅療養管理指導等の内容については、記録を行い保存する。

(利用料等)

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等について、実費は徴収しない。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は鳥取県中部地区とし、その他の地域については相談に応じる。

(苦情処理)

第10条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録等必要な措置を講じる。

- 2 利用者又は家族に対する苦情の措置の概要について重要事項説明書に記載、説明する。

(事故処理)

第11条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

- 2 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第12条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 居宅療養管理指導等の栄養ケア計画書
 - (2) 居宅療養管理指導等の栄養ケア報告書
 - (3) 具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 市町村への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(秘密保持)

第13条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族に、その旨の同意文書に署名を受けることとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底する
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置

(衛生管理)

第15条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、感染症予防及び蔓延防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症予防及び蔓延防止のための委員会を年2回以上開催し、従業者に周知
 - (2) 感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備
 - (3) 従業者に対し、定期的な研修を実施

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的なサービス実施及び早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画の周知並びに定期的な研修を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するために指針の整備等必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は清水病院が定めるものとする。

付則 この規程は令和 4年 4月 1日から施行する。

この規定は令和 6年 3月 1日一部改正し、同日より施工する。